

農地法第3条許可申請書添付書類一覧表

【 農地の権利移転・設定 】

	添付書類	仕様	備考	発行
1	土地の登記事項証明書 (全部事項証明に限る) 土地登記簿謄本			法務局
2	定款又は寄付行為の写し	当該法人の原本証明が必要	申請者が法人の場合 (農業生産法人または 一定の条件を満たした 法人に限り申請可)	
3	位置図 (2500分1)	申請土地をマーカー等で囲う	住所地从ら申請地ま での経路も記入(町外居 住者の場合)	
4	公図(国調図・字限図)	申請土地をマーカー 等で囲う 隣接する土地につい て地目、所有者等 等を記載する。		法務局
5	(使用・賃貸借)契約書	10年を目安に契約 してください	一般法人の場合は、 貸人からの解約条 項要。	
6	営農計画書 (※別紙様式有)	申請地筆別及び許 可後の全耕作地の 営農計画等を記載 する	農業生産法人の場 合は生産法人の要 件を備えているこ とを表す書類	
7	他市町耕作証明	申請者(譲受人)が 他市町に農地を 所有・耕作してい る場合		関係農業 委員会
8	地域調和要件協議、 調整済みであることを 証明する書面 (※別紙様式有) (農地等の権利移 転・権利設定につ いて)	地元水利組合・農 業団体・営農組合 との協議、調整が 必要。(H22.10.1 以降)		地元関係 団体
9	委任状		行政書士が代行の 場合	

※書類の有効期限

・登記簿謄本等公的証明については、発行後3ヶ月以内(他の書類も原則3ヶ月以内)

※相続が発生している場合について

相続登記が未了の場合は、相続登記完了後申請をしていただくか、相続人全員からもしくは、遺産分割協議書等で指定された方から申請してください。(ただし、相続人から申請の場合は相続人を確認できる戸籍・除籍等が必要です。)

※住所、氏名の記入について

原則として住民票の添付は不要ですが、申請人(受人、渡人)の住所、氏名については、住民票の記載に従って正確に記入してください。もし住所、氏名の表示に誤りがあれば、登記ができなくなることがありますので、十分注意してください。

なお、土地登記簿謄本に記載されている住所・氏名と、申請人の現住所・氏名が異なる場合は、本人確認ができるもの(住民票、戸籍の附表等)が必要です。